

【別添】

令和5年7月26日

長崎県障害福祉課

長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金に係る審査 (令和6年度施設整備分)における「総合評価」について

令和6年度に標記補助金による施設整備を希望する案件については、下記の1から4までの項目を優先的な整備対象とし、「長崎県施設整備審査基準」(別紙)による審査とともに、総合的に評価を行う。

記

- 1 第6期長崎県障害福祉計画・第2期長崎県障害児福祉計画において県として重点的に取り組む施策との整合性
 - ・ 利用者のうち、概ね50%以上の者が障害支援区分4以上であるグループホームの整備
 - ・ 児童発達支援センターの整備
 - ・ 利用児者のうち、概ね30%以上の重症心身障害児者を受入れる通所事業所の整備
 - ・ 障害者の地域生活を支援する機能を集約した地域生活支援拠点の整備(市町において地域生活支援拠点の整備と認められたものに限る)
- 2 老朽化等に伴う障害者支援施設の改築
 - ・ 昭和56年以前の耐震基準に基づき建築された施設の改築
- 3 地域事情等
 - ・ 各障害福祉サービスの空白地域(市町毎又は圏域毎)の解消
- 4 防災・減災体制の強化
 - ・ 非常用自家発電設備の整備やスプリンクラー設置等
(障害者支援施設、障害児入所施設、宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所)
 - ・ 安全性に問題のあるブロック塀等の改修
 - ・ 水害対策強化整備、感染防止対策整備(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止)
(障害者支援施設、障害児入所施設、宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所、短期入所事業所。ただし、水害対策は対象区域内に所在するものに限る。)

【留意事項】

補助額は、予算の範囲内で補助することとしており、補助要望額は調整させていただく場合があります。